

第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

第12節 移送取扱所の基準

1 みなし移送取扱所

昭和49年4月30日までに許可を受けている一般取扱所で新たに移送取扱所として該当することとなったものをいう。

2 移送取扱所に該当する施設

移送取扱所に該当する施設は、次に掲げるもの以外であること。

(1) 石油パイプライン事業法（昭和47年 法律第105号）で規制されるもの

石油パイプライン事業法で規制されるものとは、次に掲げる場合をいい、これ以外には消防法（移送取扱所又は屋外貯蔵タンクの附属設備等）により規制されるものであること。

ア 石油輸送を行う事業所であること。

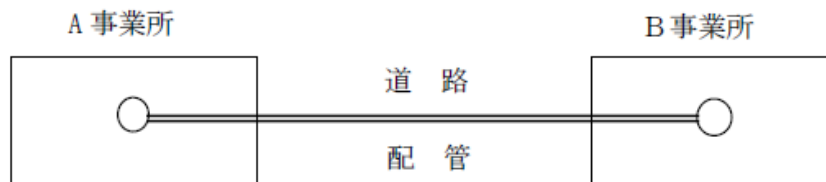
イ 石油輸送は、原油、揮発油、灯油、軽油、重油に限定されていること。

ウ 石油パイプラインの延長は、15kmを超えるものであること。

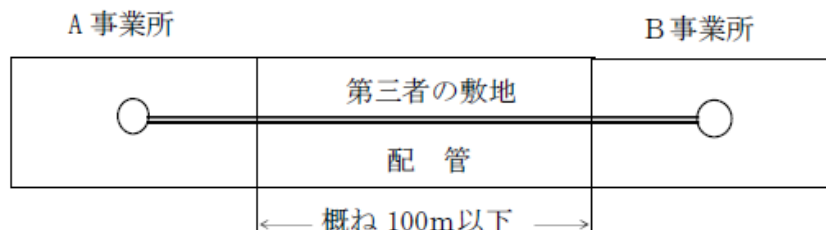
(2) 配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶から陸上への危険物の移送については、配管及びこれらに附属する設備。以下同じ。）が次の各号に掲げる構造を有するものであること。（S49.4.25 消防予第63号質疑）

ア 危険物の送出し施設から受入れ施設までの間の配管が1の道路又は第三者（危険物の送出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次の要件の（ア）又は（イ）を満足するものであること。

①



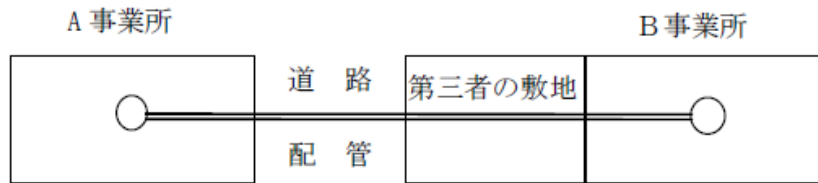
②



第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

③

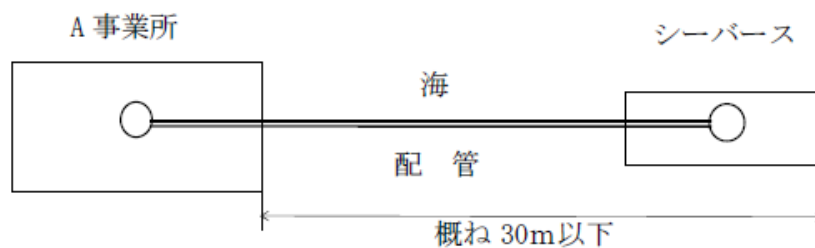


第2-12-1図 移送取扱所に該当しない例1

(ア) 道路にあっては、配管が横断するものであること。

(イ) 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さが概ね 100m以下のものであること。

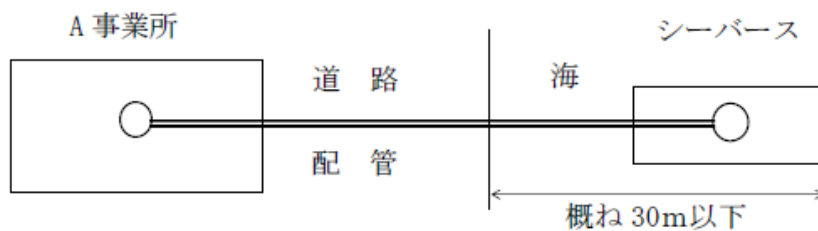
イ 危険物の送出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられているもので、岸壁からの配管（第1石油類を移送する配管の内径が 300 mm以上のものを除く。）の長さが概ね 30m以下のものであること。



第2-12-2図 移送取扱所に該当しない例2

ウ 前記ア及びイの要件を満足するものであること。

①



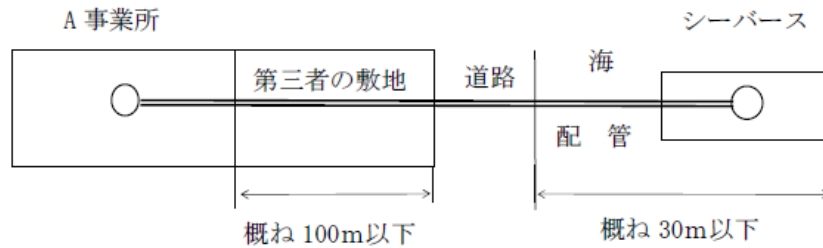
②



第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

③



第2-12-3図 移送取扱所に該当しない例3

※ 参考通知

「同一の事業所内にある一般取扱所の危険物配管」(H11.6.15 消防危第58号質疑)

「複数の事業所間を配管で連結する場合の取扱い」(H11.6.15 消防危第58号質疑)

3 移送取扱所の範囲

- (1) 移送取扱所の起点及び終点は、危険物の移送を目的とする範囲とする。
- (2) 移送取扱所の範囲は、配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備であるが、船舶から陸上へ危険物を移送する場合は、ポンプは規制しないものとする。ただし、移送のためのポンプが船舶のポンプを使用せず、栈橋等に設置されたポンプを使用する場合は、当該ポンプを移送取扱所の附属設備として規制するものであること。

ア 配管が複数本あり、かつ、海、道路、第三者の敷地等を一団となって配管が敷設される場合は、一の移送取扱所とみなすこと。

4 移送取扱所の基準の概要

(1) 規制の区分

ア 移送取扱所としての条件を満たすこととなる配管部分を新たに敷設する場合は、既設配管のつながり込み等により移送取扱所の配管とする場合又は既設ポンプを転用する場合であっても、原則としてみなし移送取扱所以外の移送取扱所の設置許可とする。なお、移送取扱所としての条件を満たすこととなる配管部分が、1本又は複数本あり、一群で既に移送取扱所として規制されている場合には、既存の移送取扱所に新たな移送配管を敷設することとなるため変更許可とすることができる。この場合、当該移送取扱所がみなし移送取扱所である場合には、新たな配管等の設備はみなし移送取扱所の基準を原則とするが、配管の材質及び構造等はみなし移送取扱所以外の移送取扱所の基準に適合するものとする。

イ 設置者は原則として起点側の事業所とする。なお、起点が複数ある場合は、移送

第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

取扱所の主たる目的等を考慮し、最長となる場合の起点事業所を設置者としてすることができる。

(2) 移送基地（規則第28条の16第1項第2号）

移送ポンプ等、受入れ設備（アンローディングアーム等）又は払出し設備（ローディングアーム等）を設置している土地と一団の土地、つまり、起点、終点又は経過地として事業所が所有又は管理している土地（分社化等により別事業所となった包含事業所の敷地を含む。）並びに受入れ設備又は払出し設備等を設置している栈橋（バース）（起点又は終点として事業所が所有又は管理している土地とつながっていないものを含む。）をいう。なお、政令第3条第3号により移送取扱所に該当するか否かの判断をすることとなるが、栈橋は「当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地」には該当しないものとする。

(3) 配管の材質及び最小厚さ

移送取扱所の許可にあたり、既に他の危険物施設（みなし移送取扱所を含む。）の配管として許可を受けているものを含めて申請する場合、配管の材質（告示第5条）及び最小厚さ（告示第6条）の規定に適合しない部分については、政令第23条の特例を適用し、更新又は改造までの間は既存配管の使用を認めるものとする。

(4) 配管の伸縮吸収装置

規則第28条の6の規定による配管の有害な伸縮が生じるおそれのある箇所は、温度変化に伴う伸縮のほか、不等沈下のおそれのある部分又は伏越部等の敷設条件の急変部分において生じる圧縮、引張、曲げ及びせん断の各応力度並びに合成応力度のいずれかが許容応力度を超える場合をいうものであること。

伸縮吸収装置は、告示第18条の規定によるほか、次によること。

ア 曲り管は、当該配管の有害な伸縮を有効に除くことができる位置に設けること。

イ 伸縮吸収装置を設けた部分の一方にアンカーを設け、その反対側には、配管の伸縮に支障がないようにガイドを設けること。

ウ 伸縮継手等を用いる場合は、その耐圧強度は当該設置部分の配管の強度と同等以上とすること。

(5) フランジ接合部の措置

規則第28条の7の規定によるフランジ接合部の措置は次によること。

事業所の敷地内に設置するフランジ接合部（地上部分）で当該フランジ接合部分の点検が容易にでき、かつ、当該フランジ部分から危険物が漏出した場合に敷地外へ飛散するおそれのない場所に設けるものにあつては、規則第28条の7第2項によらないことができること。

(6) 配管等の加熱及び保温のための設備

規則第28条の11の規定により配管等に加熱及び保温のための設備を設ける場合は、

第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

次によること。

ア 配管等に加熱設備を設ける場合は、配管で最も温度の高くなる可能性のある部分並びに配管の適当な箇所に温度検出装置を設けること。

イ 加熱装置は、局部的に異常に温度上昇しない構造のものであること。

ウ 二重管による加熱装置を有する配管は、配管の伸縮による内管と外管とのずれが起こり難い材質及び構造とすること。

エ 保温設備に用いる保温材は、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。

オ 保温設備の表面仕上げは、不燃材料とし、雨水の浸透しない構造とすること。

カ 加熱設備又は保温設備は、配管等の防食措置に悪影響を与えないように設けること。

(7) 地上設置配管の保有空地及び保安距離

規則第28条の16第2号(告示第32条)に規定される配管の保安距離及び第3号に規定される配管の保有空地(準用される場合を含む。)については、次によるものとする。

ア 第三者事業所の敷地

経過地となる第三者事業所等の敷地内を通過する移送配管には保安距離及び保有空地の規定が適用されるが、起点、終点及び経過地となる複数の事業所が隣接している場合であって、業務提携等により、原料、中間体等を相互利用しており、保安管理体制が一元的に行える場合にあつては、経過地を起点又は終点の移送基地の敷地の一部とみなして差し支えないものとする。

イ 保安上必要な措置

規則第28条の16第3号ただし書の「保安上必要な措置を講じた場合」とは、水密構造で両端を閉鎖した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効な屏等の工作物を周囲の状況に応じて保安上有効に設置した場合の措置が該当するほか、当該配管の周囲の状況に応じて、配管から流出した危険物に火災が発生した場合又はその周囲の建築物等が火災になった場合に相互に延焼を防止するために有効であり、かつ、消防活動上の支障がないことを事業者が検証し、市町村長等が当該検証内容を適当と認めた措置をいう。(H23.12.1 消防危第273号通知)

(8) 地上設置配管と他の工作物との間隔

規則第28条の16第7号の規定による配管と他の工作物との間隔は、次によること。

ア 配管の外径が0.3m以上の場合は、0.3m以上離すこと。

イ 配管の外径が0.3m未満の場合は、当該配管の外径以上とすること。

(9) 道路横断埋設配管

規則第28条の19第2項の規定により、配管をさや管その他の構造物の中に設置する場合は、告示第37条によるほか、配管とさや管等との間に緩衝物を充填する等、当

第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

該配管とさや管等とが直接接触しないようにすること。

(10) 漏えい拡散防止措置

規則第28条の22の規定による漏えい拡散防止措置については、告示第39条によるほか、次によること。

ア 漏えい拡散防止の構造物は、配管を鉄鋼製さや管又は水密構造の鉄筋コンクリート製カルバート等とし、道路を横断する場合にあっては、その長さは当該道路等の幅員以上とすること。

イ 当該配管と構造物とが接触しないように、スペーサー等を設けること。

ウ 当該構造物は雨水等が浸入しない構造とするとともに、両端を閉そくする場合には、内部に滞留した油等を回収する措置を講じること。

エ 当該構造物には、配管の塗装等の状況が容易に点検できる点検口を設けること。

(11) 配管の非破壊試験

配管の溶接部の非破壊試験は、規則第28条の27で「移送基地の構内の地上に設置される配管等の溶接部に限り、全溶接部の20%以上の溶接部の抜き取り試験によること。」とされている。

前記(2)で移送基地に受入れ設備又は払出し設備等を設置している栈橋を含めることとしているが、(15)ウ後段で栈橋に係る危険物流出防止措置を高さ0.15m以上の囲い等としているため、栈橋上の配管等の全溶接部は、非破壊試験を行い、これに合格するものとする。

(12) 漏えい検知装置

規則第28条の32の規定による点検箱は、前記(6)によることとし、可燃性の蒸気を検出することのできる装置は、原則として、自動検知装置とすること。

(13) ポンプ及びその他の附属設備（以下「ポンプ等」という。）

ポンプ等については、規則第28条の47でポンプ等の周囲に保有空地が必要であるが、一般にポンプ等が単独で設置されているものはほとんどなく、屋外タンク貯蔵所の附属ポンプ等と混在している。

新設するポンプ等（既存のポンプ等を組み込む場合を含む。）の保有空地内に屋外タンク貯蔵所の附属ポンプ設備等が存する場合、また、屋外タンク貯蔵所の保有空地及びその附属ポンプ設備の保有空地内に新設のポンプ等が存する場合には、政令第23条の特例（特例処理は不要）により認めるものとする。

(14) ピグ取扱い装置

屋外タンク貯蔵所の保有空地内に新設するピグ取扱い装置（既存のピグ取扱い装置を組み込む場合を含む。）が存する場合には、政令第23条の特例（特例処理は不要）により認めるものとする。なお、告示第63条第5号に規定されるポンプ室以外の場所へ設置するピグ取扱い装置の保有空地は、原則として確保するものとする。

(15) 危険物流出防止措置

第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

規則第28条の51第2項ただし書の「保安上支障がないと認められる場合」としては、次のア又はイのいずれか及びウを満足するものとする。

ア 規則第28条の32第1項第2号の配管系内の危険物の流量を測定することによって自動的に危険物の漏えいを検知することができる装置等を設ける。

イ 規則第28条の32第1項第3号の配管系内の危険物の圧力を測定することによって自動的に危険物の漏えいを検知することができる装置等を設ける。

ウ 栈橋等を除く各基地内にあっては、雨水排水系の場外への排出口付近に油検知警報装置を設ける。また、栈橋等にあっては、栈橋の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けるとともに、バルブ付きの水抜口等を設ける。

(16) 消火設備

規則第33条第2項第1号の移送取扱所には、移送基地内の移送配管は含まないものとする。なお、移送取扱所の移送基地（栈橋等を除く。）内に新設する設備（既存の設備を組み込む場合を含む。）には、移動式の泡消火設備（補助泡消火栓を含む。）を規則第32条の6第2号により設けること。また、栈橋等の移送基地にあっては、平成元年消防危第24号通知別紙第7の1（3）に規定される泡モニター方式のものとする。

※ 参考通知

「移送取扱所に関する疑義」（S51.7.12 消防危第23-10号質疑）

「移送取扱所のさや管」（S53.3.3 消防危第29号質疑）

「配管フランジによる油種切換えについて」（S55.3.4 消防危第30号質疑）

「移送取扱所に関する疑義について」（S56.4.13 消防危第44号質疑）

「危険物移送取扱所の配管の一部を建築物の地盤面下に敷設することについて」（S56.9.24 消防危第119号質疑）

「移送取扱所の配管を隧道内に設置する場合の基準について」（S56.11.17 消防危第152号質疑）

「臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政（検査・検定関係）の運用について」（S58.12.13 消防危第130号）

「配管を地上に設置する場合の保安上必要な措置について」（H23.12.1 消防危第273号通知）

第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

5 移送取扱所の基準表

注1 () 付き数字は項番号を、○付き数字は号番号を表す。

注2 「みなし」の欄で適用とあるものは、みなし移送取扱所において基準適合させる必要があるものであること。

危険物の規制に関する規則					審査基準の項目	技術上の基準の細目を定める告示		
条	みなし	内容	ただし書	特例・28条の53		条項号	内容	特例・68条
28 の 2 の 8	適用	移送取扱所の基準・28の3～51						
28 の 3	適用	設置場所(設置禁止場所)	(2)					
28 の 4	—	材料(配管・管継手)			4 (4)	5 ①	配管材料の規格	(1) 非特定・SGP・STPY 可
						②～	管継手・弁等の規格	
28 の 5	—	配管の構造	(2) ② ⑤		4 (4)	6	配管の最小厚さ	(2) 非特定 SGP
						7	配管の破損試験の方法	
						8	配管長手継手	
						9	従荷重に係る割増係数	
						10	配管の必要事項 11～17	
						11	主荷重の計算方法	
						12	応力度の計算方法	
						13	地震の影響	
						14	合成応力度	
						15	管継手の設計	
						16	曲り部の設計等	
28 の 6	—	伸縮吸収措置				17	弁の設計等	
						18	伸縮吸収措置	
28 の 7	—	配管の接合	(1)					
28 の 8	—	溶接				19	溶接方法	
						20	溶接機器及び溶接材料の規格	
						21	溶接方法等	

第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

危険物の規制に関する規則					審査基準の項目	技術上の基準の細目を定める告示		
条	みなし	内容	ただし書	特例・28条の53		条項号	内容	特例・68条
28 の 9	－	外面防食被覆・塗装				22	外面防食防止措置	
28 の 10	－	電気防食				23	排流法等の電気防食	
28 の 11	－	加熱及び保温のための設備				24	地下埋設配管の水平距離	
28 の 12	－	地下埋設設置	③			25	防護構造物	
						26	すべり面の安全率	
						27	掘削及び埋め戻し	
28 の 13	－	道路下等埋設設置・設置禁止場所	③④			28	市街地路面下の防護工	
						29	市街地路面の防護構造物	
						30	路面下以外の道路下埋設の防護工・防護構造物	
28 の 14	－	線路敷下埋設	①			31	線路敷下埋設の水平距離	
28 の 15	－	河川保全区域内埋設設置				32	水平距離・保安距離	(3) 非特定・1MPa未満の配管15m減
28 の 16	－	地上設置	③⑤		4 (8)	33	配管・支持物の防護設備	
						34	配管立ち上がりの防護工	
28 の 17	－	海底設置	①⑤			35	掘削及び埋戻しの方法	
						36	海上設置の防護設備	
28 の 18	－	海上設置				37	さや管その他の構造物	
28 の 19	－	道路横断設置	(1) (2)			22	外面防食防止措置	
28 の 20	－	線路下横断埋設						

第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

危険物の規制に関する規則					審査基準の項目	技術上の基準の細目を定める告示		
条	みなし	内容	ただし書	特例・28条の53		条項号	内容	特例・68条
28 の 21	－	河川等横断設置	(1)			38	さや管その他の構造物	
28 の 22	－	漏洩拡散防止措置				39	漏洩拡散措置等	
28 の 23	適用	隧道の可燃性蒸気滞留防止措置						
28 の 24	適用	不等沈下等に対する措置等						
28 の 25	適用	配管と橋との取付部						
28 の 26	適用	掘削等により露出した配管の保護						
28 の 27	適用	配管の非破壊試験			4 (12)	40	超音波探傷試験を行わない配管	
						41	非破壊試験の合格基準	
28 の 28	適用	耐圧試験	(本)			42	耐圧試験の方法	
						43	耐圧試験の特例	
28 の 29	適用	運転状態の監視装置		(1) 非特定除外		44 ロハホ以外	配管系の警報装置	
						ロハホ	漏洩・感震警報装置	(4) 非特定除外
28 の 30	適用	安全制御装置		(1) 非特定除外				
28 の 31	適用	圧力安全装置		(2) 一定強度以上・非特定除外				
28 の 32 (1)①④	適用	可燃性蒸気検知・ラインバックテスト装置						
28 の 32 (1)②③	適用	流量・圧力測定漏洩検知装置等		(1) 非特定除外				

第 3 章 製造所等ごとの審査基準

第 12 節 移送取扱所の基準

危険物の規制に関する規則					審査基準の項目	技術上の基準の細目を定める告示		
条	みなし	内容	ただし書	特例・28条の53		条項号	内容	特例・68条
28 の 32 (1)⑤	—	地下埋設の漏洩検知口		(3) 小口径 非特定除外		45	漏洩検知口	
28 の 32 (2)	適用	漏洩検知装置設置に関する必要事項				46	他の漏洩検知の必要事項	
28 の 33 (1)	適用	緊急遮断弁		(4) 非特定・延長により除外 (5) 非特定・小口径・設置場所等により設置間隔緩和		47 (1) ① ~ ④	緊急遮断弁の設置	
						(1)⑤	緊急遮断弁の設置	(5) 市街地 4 km・市街地以外 10 km 未満・非特定除外
						(2)① ②	緊急遮断弁の設置箇所	
						(2)③	緊急遮断弁の設置箇所	(5) 同 上 (5)
28 の 33 (1)	適用	緊急遮断弁		(6) 非特定・場所により免除 遠隔不要		48	加速度	
28 の 33 (2) ② 前半 後半	適用	緊急遮断弁の自動閉鎖	漏洩検知・感震時	(7) 非特定除外				
			閉鎖不能時					
28 の 33 (3) ~	適用	緊急遮断弁のその他の基準	(4)					

第 3 章 製造所等ごとの審査基準

第 12 節 移送取扱所の基準

危険物の規制に関する規則					審査基準の項目	技術上の基準の細目を定める告示		
条	みなし	内容	ただし書	特例・28条の53		条項号	内容	特例・68条
28 の 34	適用	危険物除去措置				49	危険物除去措置	
28 の 35	適用	感震装置等		(1) 非特定免除		50	感度装置及び強震計	
28 の 36(1)(2)	適用	通報設備の種類・緊急通報設備				51	緊急通報設備の発信部の設置位置	(6) 山林原野以外・非特定で 2km 未満除外
28 の 36(3)	適用	消防機関へ通報する設備		(8) 非特定非専用可				
28 の 37	適用	警報設備				52	警報設備	
28 の 38	適用	巡回監視車・資機材倉庫・置場				53	本文巡回監視車の設置	(7) 非特定不要
						53	本文資機材倉庫の設置	(9) 非特定・経路が半径 5km の円内の場合には不要
						53 ②イ	資機材倉庫の位置	(8) 非特定・基地内は受入・払出部分のいずれか
						53 ②ロ	資機材倉庫の基準	
						53 ③	資機材置場の基準	
28 の 39	適用	予備動力源				54	予備動力源	
28 の 40	適用	保安用接地						
28 の 41	適用	絶縁						
28 の 42	適用	避雷設備	(本)					
28 の 43	適用	電気設備						

第3章 製造所等ごとの審査基準

第12節 移送取扱所の基準

危険物の規制に関する規則					審査基準の項目	技術上の基準の細目を定める告示		
条	みなし	内容	ただし書	特例・28条の53		条項号	内容	特例・68条
28 の 44 (1)	—	標識				55	標識・掲示板	
28 の 44 (2)	位置標識・注意標識のみ適用	位置標識・注意標識・注意標識				56	位置標識・注意標識・注意標識	
28 の 45	適用	保安設備の作動試験				57	保安設備の作動試験等	
28 の 46	適用	船舶へ・船舶から移送する場合の保安設備						
28 の 47	適用	ポンプ及びその附属設備			4(14)	58	移送ポンプの基準	
						59	ポンプ設備の保有空地	
						60	ポンプ設備の保安距離	
						61	ポンプ室の構造	
						62	屋外のポンプ設備の基準	
28 の 48	適用	ピグ取扱装置				63	ピグ取扱装置	
28 の 49	適用	切替え弁・制御弁				64	切替え弁・制御弁	
28 の 50	適用	受入口・払出口				65	受入口・払出口	
28 の 51 (1)	適用	基地構内周囲のさく・へい等	(1)					
28 の 51 (2)	—	危険物流出防止措置	(2)		4 (16)	66	敷地内距離・油分離槽・敷地境界の 0.5 m以上盛土	
28 の 52	—	特例を認める移送取扱所						
28 の 53	—	移送取扱所の基準の特例				67	緊急遮断弁の特例	
						68	特例の告示への委任	